



山内区域

用途地域の変更（素案）

武雄区域・北方区域

- 用途地域界
- 変更区域
- 準防火地域
- 高速道路
- 国県道
- 鉄道駅
- 鉄道
- 用途地域**
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域

用途地域制度は、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの建築物を適正に配置することにより、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしています。

現在、令和4年3月に策定した「武雄市都市計画マスタープラン」に則して、計画的な土地利用を図る必要がある地区などについて、用途地域の見直しを進めており、また、土地の高度利用を図る地域へ準防火地域の指定を検討しています。

この度、計画の素案を定めましたので、下記のとおり説明会を開催します。

- 日時
- 令和4年5月22日（日）①10：00～ ②14：00～
- 令和4年5月23日（月）①19：00～
- 場所
- 武雄市文化会館 大集会室A

お問い合わせ：都市計画課 ☎0954-27-7162

